

# 兵庫県復興都市計画

芦屋市を中心として

ジュリスト

はじめに

兵庫県は震災後、「阪神・淡路震災復興計画」（ひょうごフエニックス計画）の戦略・ビジョンを策定し、並行して阪神三市の復興都市計画を決定した。西宮、芦屋、宝塚市の各市でも、道路、被災市街地復興特別措置法（特措法という）に基づく復興推進地域の都市計画決定をした。何れも地元住民の多数の反対を押し切る形で決定された。これに対してジャーナリズムや識者から拙速的なやり方に対し厳しい批判が出された。

筆者は芦屋市に住み、自宅も一部損壊、市の被害状況も一応知つており、委員として市の都市計画案の審議にも関与したので、芦屋市を中心

二 兵庫県の復興計画の

戦略ビジョン

・ 基本理念 「人間中心の都市づ  
きに於ける「人間中心の都市づ  
き」の実現と、その実現による  
社会的・経済的・文化的・環境的  
な問題の解決を目的とする。  
これについては、政府と地元との  
復興に関する合意に基づいて次のよ  
うなビジョンが策定された。

くり」のもとに、①災害に強いま  
ち、②近隣が助け合い、安心して暮  
らすことができる。この「防災・安

④世界に開かれた文化豊かなまち

—づくりを進める。

・復興事業スケジュール  
期間は二〇〇五年までの一〇年間。  
②最も急ぐ基盤的事業を「戦略的復興事業」として三年間で達成。この(1)実施

に立って「都市のあり方そのもの  
を問い合わせる」という姿勢があった。  
三月になるとそのような反省や指摘  
は影をひそめ、もっぱら「新しい開  
発手法」とプロジェクトの提示に力

「復興計画について県はいち早く  
「災害に強く、安心して暮らせる」  
都市づくりを打ち出した。本年の二  
月には、「効率性と利便性を重視し  
たこれまでの都市づくりへの反省」

「災害に強く、安心して暮らせる」  
復興計画について県はいち早く  
復興事業のうちの「ひょうご住宅復  
興三ヵ年計画」等に基づくものであ  
る。

復興都市計画は、右の①の戦略的  
合計画の推進方針に沿いつつ、一部  
秋に話し合う。⑤内容は各市町の総  
合計画を三月中にまとめる。③一〇年  
間の「復興促進事業」は七月中にま  
とめる。④二一世紀へのビジョンは  
は住民とともに新しく作成する。

### 三 芦屋市における復興 都市計画

芦屋市における震災による中心部の建物の被害率は図1のとおりである。これに対する復興都市計画として、県・市は表1中の「案件」に記

関西学院大学総合政策学部教授  
山村恒年

点が置かれるようになつたとの論評がなされている(1)。右のビジョン

### 芦屋市震災復興事業基本方針

阪神・淡路大震災により壊滅的な灾害を被った芦屋市は、この過酷な試練を乗り越え都市防災を重視したまちづくりを推進し、市民と一丸となって復興に取り組む必要がある。

#### 1. 震災復興事業の基本方針

被災を受けた公共土木施設・建築物等の都市基盤を早急に復旧し、市民が安心して生きてできる安全で快適な災害に強いまちづくりをめざして総合的な復興基本計画を策定し、都市計画事業等により計画的な市街地の形成を図り、みどり豊かな国際文化住宅都市・芦屋の再生を図る。

#### 2. 被災者への住宅の供給と公共空間の確保

南芦屋での埋立造成地の活用を始め、公共用地を活用し計画的な被災者への住宅供給を行なう。

また、復興事業予定地内においては積極的に用地を取得し、住宅用地の確保を図ると共に受皿住宅の供給と防災空間の確保に努める。(後略)

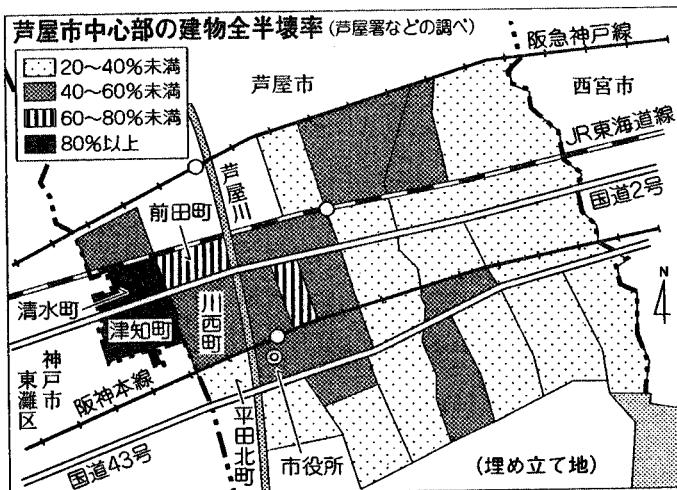
載の①ないし⑥の案を策定した。のうち①②は、県の住宅復興三ヵ年計画の公営住宅のための面的整備事業等の対象地とされている。芦屋市の震災復興事業基本方針は次のとおりである。事業手法としては土地区画整理・市街地再開発・住環境整

95/3/10  
芦屋市

表1 芦屋市都市計画決定スケジュール

月 日	都 市 計 画 等 手 続 き	広 報 等
2/8(水)	・復興本部発足	・市復興本部、復興方針、84条記者発表
9	・84条指定告示	・広報あしや「地震災害情報14」に84条掲載1
10		・広報あしや「地震災害情報15」に84条掲載2
11		・地元への説明（中央地区）
12		・地元への説明（中央地区）
13		
14		
15		
16		
17(金)	・84条期間延長	・広報あしや「地震災害情報21」に84条延長掲載、復興方針掲載
18		
19		
20		・地元への説明（西部地区）
21		・広報あしや「地震災害情報24」に西部、中央地区土地区画整理事業の都市計画案の地元説明案内を掲載
22		
23		・地元説明会（西部、中央）
24		
25		
26	・被災市街地復興特別措置法等の施行・関連法案改正	・地元説明会（西部）
27	・縦覧告示、案の内申、事前協議、事前協議	・ハガキでお知らせ（縦覧について）
28(火)	・縦覧開始（都市計画課別室にて）	・広報あしや「地震災害情報復興へ26」に阪神間都市計画変更案の縦覧案内の掲載
3/1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13(月)		・縦覧終了
14(火)		・意見書等処理
15(水)		◎市都市計画審議会、答申、意見照会回答、承認申請
16(木)		◎県地方都市計画審議会、
17(金)・建築制限期限		◎承認、認可、決定告示
18		

図 1



備・街路・地区計画・建物共同建替等の事業をあげている。市域における復興都市計画の決定スケジュールは表1のとおりであった。

二月八日頃、区画整理や道路拡張の計画案を知った地区的住民達は、三月五日、芦屋市西部地区区画整理反対の会を結成。芦屋市に出された意見書は実数一、五〇〇人、四一三通。阪神間三市では一、〇一九件、

意見書は実数一、五〇〇人、四一三通。阪神間三市では一、〇一九件、

北淡町では二〇件に達した。芦屋、西宮、宝塚の三市の都市計画審議会が開かれた同月十五日に先立ち、反対住民らは反対署名運動を行つて、審議会委員に事前工作をかけた。公開について市は審議会に任せ。芦屋市では審議会の資料は五日前位に郵便で届いた。同市審議会は当日多数決で非公開を決定され、審議会は前に郵便で届いた。同市審議会は当日多数決で非公開を決定。代わりに住民二人の意見陳述を認めたが、これらの審議だけで一時間以上を要した。西宮市の審議会では会議を公開したが意見陳述は認めなかつた。各市の審議会でも原案に対する慎重意見があつたが賛成多数で押し切つた。

芦屋市の意見陳述人のうち一人は、倒壊率九〇%で地区住民が一割位しかいないところで説明会等の手続をすすめたことは問題であり、町の分断、いがみ合い

ある住みよい下町だったので、市の北淡町では二〇件に達した。芦屋、西宮、宝塚の三市の都市計画審議会が開かれた同月十五日に先立ち、反対住民らは反対署名運動を行つて、審議会は前に郵便で届いた。同市審議会は当日多数決で非公開を決定され、審議会は前に郵便で届いた。同市審議会は当日多数決で非公開を決定。代わりに住民二人の意見陳述を認めたが、これらの審議だけで一時間以上を要した。西宮市の審議会では会議を公開したが意見陳述は認めなかつた。各市の審議会でも原案に対する慎重意見があつたが賛成多数で押し切つた。

芦屋市の意見陳述人が一割位しかいないところで説明会等の手続をすすめたことは問題であり、町の分断、いがみ合い

がはじまるので、住民が帰つてから市が市民と話し合うべきだと述べた。他の一人は、対象地区は人情味がある住みよい下町だったので、市の北淡町では二〇件に達した。芦屋、西宮、宝塚の三市の都市計画審議会が開かれた同月十五日に先立ち、反対住民らは反対署名運動を行つて、審議会は前に郵便で届いた。同市審議会は当日多数決で非公開を決定され、審議会は前に郵便で届いた。同市審議会は当日多数決で非公開を決定。代わりに住民二人の意見陳述を認めたが、これらの審議だけで一時間以上を要した。西宮市の審議会では会議を公開したが意見陳述は認めなかつた。各市の審議会でも原案に対する慎重意見があつたが賛成多数で押し切つた。

芦屋市の意見陳述人が一割位しかいないところで説明会等の手続をすすめたことは問題であり、町の分断、いがみ合い

#### 四 区画整理対象地区住民と議会の対応

審議会が非公開とされ、一気に計画を決定されたことに対し、対象地区の住民は一齊に反発した。川西町住民の会は、直に都市計画決定取消訴訟を提起することを表明した。市側と住民側の主張は次のとおりであった。

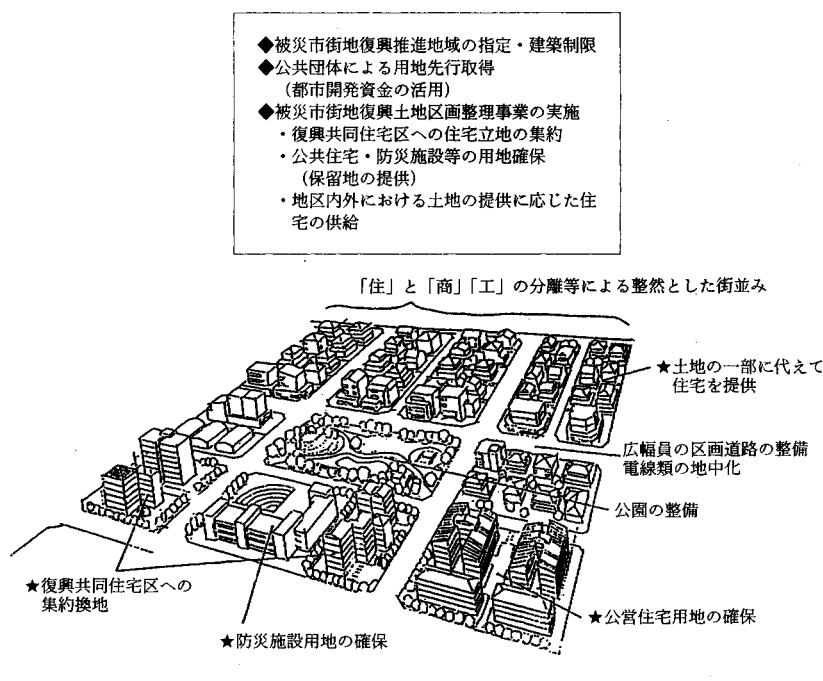
市側は、①仮設住宅の入居期間二年内に被災地区を復興し、住民を仮設住宅から移転させるには、来年の三月迄に仮換地指定をする必要がある。それから逆算すると三月一七日迄に都市計画決定しなければならない。その具体的な内容は、区画整理の事業計画で定めるので、その際に説明会や住民の意見陳述を求める機会がある。②被災者の多くは早急に家屋の再築を希望しているので、できるだけ早く仮換地指定をする必要がある。以上の理由から、また、表1のとおりの手続を踏んでいることからも問題はないというものであった。

これに対して西部地区的住民の反対意見は、次のとおりである。①地

図2 被災市街地復興土地区画整理事業のイメージ

権者の合意形成、意向調査もなされていない。被災地権者は離散し、市の説明会に出席したのは全体の一割の二～三〇〇人にすぎない。(2)計画内容が不合理である。区域の指定では川西町の一部のみを入れてこれ

を分断し、既成コミュニティーを破壊してしまい、同一町内を差別化している。(3)既存公園を三倍に拡張する案は位置的にみて危険かつ避難場所として不適切である。川西町の指定区域外には避難適地があり、危険



分散による危機管理の視点が欠如している。(3)家屋倒壊率による区域設定では合理的な土地利用ができない。  
④過去に戦災復興区画整理を行った区域は除外すべきである。  
⑤都市計画道路の拡張は交通公害となる。  
⑥区画整理で地価が上がることには疑問がある。  
⑦家の喪失と減歩では犠牲が大きすぎる。

要するに行政側の早急な住宅等の復旧という要請と住民側の私権保護の要請及び両者の復旧イメージの落差が対立の原因となっているといえよう。

当初建築基準法による二ヵ月の建築制限期間内に計画決定するためには行政側は急ぐとしていたが、特措法による推進地域の指定により二年間建築制限がかかることになつたので、急ぐ理由は専ら早急な仮換地指定をすることにある。

区画整理地区は図1の倒壊率六〇%以上と四〇～六〇%のうちの一部を対象とした。川西町は東西に二分し、西側のみを区画整理地区に入れられたので西側地区の住民は一斉に反発した。

区画整理地区内でも一部は昭和五〇年位迄に戦災復興等の区画整理を行ったとおりである。この議員の思惑が優先したとみられる

終っているところもあり、そこでは一応道路は整備されている。市から出された復興事業のイメージ図は図2のとおりである。

このうち、倒壊率九〇%の津知町では、木造アパート、文化住宅等の霧細家屋であったので、特措法一条による復興共同住宅として集約換地をし、住都公団による高層住宅を建設、また、保留地上に公営住宅を建設する予定である。さらに同法一条による施行地区外における清算金に代わる住宅等の給付をも考えている。

その後、芦屋市長が住民と話し合う意向があると表明したので、訴訟を表明した住民は訴訟提起を保留した。

他方、芦屋市議会は、三月二七日の本会議で、復興事業を盛り込んだ一九九五年度の一般会計予算案を賛成九、反対一四で否決した。

反対理由は、「住民の意向を無視した土地区画整理事業は認められない」「復興関係予算は額も内容も不十分、市営住宅五十戸だけで仮設住宅がなくならない」としていた。これは、市長、市会議員選挙を前にした議員の思惑が優先したとみられる

が、その前提に市の計画手続に対する住民の反発があつたといえる。

## 五 芦屋市復興都市計画の問題点

今回の復興都市計画が通常の都市計画と相違する点は、①極めて短期間に内に計画策定をし、かつ事業を施行する必要があること、②市当局の計画担当職員の人員、経験、能力が限られていること、③復興に対する考え方について市当局と被災住民との間に極めて大きい差異があること、④住民側としても意見を述べ代替案等を提起する時間的能力の限界があつたこと等がある。

阪神地区の被災各市では、被災対策に追われ、市の都市計画担当職員だけでは復興都市計画案を考えるために対応し切れなかつた。そこで、住都公団等の職員二〇〇人位が各市の計画策定に派遣され支援をした。そのため、地区の実情や特質を知らないスタッフによる計画がすすめられた。一方、「災害につよく」の方を重視、「住みよいまち」の視点が後退した。今後も他市の計画担当職員、住都公団職員の支援で事業計画

をつくる予定なので、一層地元の実情を知らない人達によって計画がする住民のことになる。

震災前の長屋やアパートなど人情豊かなコミュニティが一変してマンション化され、生活の変革をせまられるおそれもある。そうならないようにはきめ細かい計画が要請される。

新聞の論調も拙速と住民不在を批判している。「一つの案が出され、住民の意見など無用との姿勢を住民は感じとった。いくつかの案を示し、選択の余地を残すとか、住民からの案を出させる配慮がなかつた。

市全体の復興構想との関連も不明」「(3)「再開発の計画内容や手法についても、従来の発想から抜けだすことが大切だ。たとえば、広い道路だけが災害に強い街づくりなのかどうか」(4)などであった。

朝日新聞の「論壇」に出された意見では、「用途地域を緊急に変更し、住・商・工を分離。建ぺい率、容積率を低めに指定し直し、ミニ開発を防止。開発公社の先買いによる工場用地と住宅・商業用地との交換。区画整理用地内の土地の公費買上」等の提言(5)、「行政が地元の住民グループに専門家を派遣、住民主

体の代替案づくりを支援」(6)「数ヶ月間、住民へ周知徹底、代替案の比較検討を含む住民参加」等が主張された。また、「市は買収(現金と公債)、土地の交換(地域内外)、住宅の提供(一戸建、共同住宅)などあらゆる方法で土地所有権を解体していくべき。借家人を救済するための公営住宅の建設を筆頭にすべき」との提言もあつた(7)。

手続上の問題の一つに、区画整理

手続、特措法の手続について市側の

住民に対するわかりやすい説明がな

されていないことがある。市は審議

会の委員にも、とおり一遍の説明を

一〇分位しただけである。同委員十

数名のうち法律家は筆者一人。他に

土地区画整理士の資格を持つ委員が

一人。他は法的な手続については殆

ど知らない。一年前に市は委員に都

市計画ハンドブックの小冊子を配布

したが勉強してきてる委員はみら

れなかつた。これでは十分な審議が

できるはずがない。

(1) 基本理念と計画案の乖離のも

## 六 復興都市計画決定のあり方

被災地区住民の中には大学教授や建築家もいる。住民側が選んだ専門家の費用を政府や市が負担し安全で住みよいまちづくりの代替案を二、三案住民主導でつくり、市と話し合

